

一般社団法人愛媛県観光物産協会では、愛媛県内に宿泊する「募集型企画旅行（個人型）」について、次のとおり助成を行いますのでご活用ください。

1 助成対象となる旅行

助成対象となるパンフレット作成等経費の助成要件は次のとおりとします。

- (1) 旅行商品の募集の為に印刷される12頁以上の冊子で4色刷り又はそれに準ずるものとする。
- (2) パンフレットの印刷・発行部数が5,000部以上であること。
- (3) 愛媛県内での宿泊を伴う、愛媛県外を出発地とするパンフレットであること。
- (4) 愛媛県のみを旅行先としたパンフレットに限らず、四国地区若しくは中国・四国地区等を旅行先とした総合パンフレットも対象とする。
- (5) 愛媛県の観光情報に係る部分が1頁以上あること。
※パンフレットに関するご案内及び宿泊施設の案内・カレンダー・料金部分を除く
- (6) 販売店での掲出等により、広く一般配布するもの。

2 助成金の額

印刷部数	限度額	助成対象経費
5千部以上1万部未満	20,000円／頁 (経費の2/3を上限とする)	愛媛県への送客を目的とし、愛媛県内での宿泊を伴う「募集型企画旅行（個人型）」パンフレット作成等経費（制作・印刷代）。 なお、愛媛県の観光情報（画像、地図、観光地の紹介、松山・道後旅行企画商品、広島～松山間のフェリープラン）に係る部分を対象とする。 ※パンフレットに関するご案内及び宿泊施設の案内・カレンダー・料金の部分を除く また、助成金の額は千円単位とする。
1万部以上2万部未満	30,000円／頁 (経費の2/3を上限とする)	
2万部以上4万部未満	50,000円／頁 (経費の2/3を上限とする)	
4万部以上6万部未満	100,000円／頁 (経費の2/3を上限とする)	
6万部以上8万部未満	150,000円／頁 (経費の2/3を上限とする)	
8万部以上	200,000円／頁 (経費の2/3を上限とする)	

※愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業との併用可

3 助成金の交付対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行者

4 助成金の申請時に必要なもの

- ①助成金交付申請書（様式第1号）②事業計画書（別紙1）③収支予算書（別紙2）④台割表など

5 注意事項

助成金は、原則として申請に必要な全ての書類（原本）が到着した時点で受付することとし、受付順に交付決定を行う。予算額に達した後の申請は、キャンセル待ちとし、先に交付決定をしている団体の催行結果により予算に余裕が生じた場合に、繰り上げて交付決定する。（予算に余裕が生じない場合、交付出来ない場合がある。）

6 事務局（お問合わせ先）

（一社）愛媛県観光物産協会 観光部（担当：小野）

〒790-0004 愛媛県松山市大街道3丁目6-1

TEL：089-961-4500 FAX:089-961-4222

E-mail：k.ono@iyonet.com